

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年7月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400002 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400022 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 B (以下「A 事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 6 月から平成 8 年 4 月まで

私は、請求期間において A 事業所で勤務し、給与から社会保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 事業所に係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は平成 5 年 9 月 1 日、離職年月日は平成 8 年 3 月 31 日とされていることが確認できる。

また、請求期間において、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求者について、勤務期間は不明であるものの、毎日 8 時から 17 時まで勤務し、雇用形態は正社員であったと思う旨回答していることから、請求者は、A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主も死亡している上、当該事業主の親族は、A 事業所に関する資料はない旨陳述しており、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求期間当時の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、企業年金連合会は、請求期間当時、A 事業所が加入していた C 厚生年金基金における請求者の加入員記録はない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A 事業所の被保険者整理番号*番 (平成 4 年 1 月 21 日取得) から同整理番号の最終払出である*番 (平成 8 年 6 月 1 日取得) までにおいて請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。